

世界文化遺産・国宝姫路城VRコンテンツ制作等業務

要求水準書

1 業務名

世界文化遺産・国宝姫路城VRコンテンツ制作等業務

2 業務の目的

姫路城有料区域内（有料区域の境界の石垣等を含む。以下「姫路城内」という。）の現在の姿を3次元コンピューターグラフィックス（以下「3DCG」という。）データで制作し、次世代への継承手段を増やし、今後の保存修理等に活用できるようにする。

また、新たな観光デジタルコンテンツとして、3DCGデータを活用したコンテンツを制作し、姫路城内の施設やネット等を通じて動画配信することで、姫路市（以下、「本市」という。）の観光の柱である姫路城の魅力を向上させ、実際に姫路城を見学したい機運を高める。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 3DCGデータの制作

ア 現在の姫路城内の建造物、風景等を内部も含めて3DCGデータで再現すること。

なお、3DCGデータ制作にあたっては資料（絵図・写真・模型・記録等）や有識者等の意見に基づき、3DCGデータ制作の精度や質を高めること。

イ 再現は、別紙の範囲における内観も含めた建築物を対象とし、その精度（緻密さや質感等）については、提案すること。

ウ 3DCG制作方法は受託者からの企画提案によるものとするが、契約締結後、本市と受託者との協議により提案の制作方法を変更することがある。

エ 受託者は、映像素材の撮影および測量をすること。なお、姫路城内にて撮影および測量を実施する際は、原則、開城時間外に実施すること。また、非公開区域の撮影等については、事前に本市と協議の上、本市立合いのもと実施すること。

オ ドローンによる空撮は原則、行わないこと。但し、やむを得ずドローンによる撮影が必要となる場合は、本市と協議を経たうえで、建造物の上空を飛ばさないことを条件とし、開城時間外のみ許可するものとする。また、撮影に必要な申請等は受託者が行うこと。

カ 他のシステムとの連携の為の拡張性を考慮し、拡張のための仕様を変更できるものとする。

キ 作成する3DCGデータについては、フルHD(1920×1080)に対応することができ

る画素数（207万3,600画素）以上とすること。

ク 3DCGデータの保存媒体及び運用に必要なシステムについては、受託者において用意すること。

(2) 3DCGデータを活用したコンテンツの制作

ア 上記(1)により制作した3DCGデータ等を活用し、インバウンド向けに姫路城の沿革、その他構成や外観並びに内部の意匠等を分かりやすくかつ興味深く鑑賞でき、観光に寄与することを目的とした5分程度のPR動画を1点以上制作すること。なお、動画を2本以上制作する場合、インバウンド向け以外を対象とした動画を制作するよう努めること。

イ 他のシステムとの連携の為の拡張性を考慮し、拡張のための仕様を変更できるものとする。

ウ 言語については、少なくとも日本語、英語で作成することとし、字幕は使用した言語の字幕を作成し必ず併記すること。なお、英語を含めた外国語版の作成に当たっては、官公庁の「How To 多言語解説文整備」、「地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル」等に基づき、日本語版を単に翻訳するのではなく、外国人が鑑賞しても姫路城の魅力が伝わる内容とすること。

エ 制作する動画を効果的に情報発信できるよう、その手法について積極的に企画実行すること。

オ 解像度はフルHD(1920×1080)以上とすること。

カ 動画は1本につき5分程度で制作すること。

キ 受託者は、動画制作に際して、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないこと。また、制作した動画の本市又はその許諾した者による使用が第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証すること。

5 実施にあたっての留意事項

(1) 業務を実施する前に、全体構成、業務実施内容、業務実施体制、スケジュール等をまとめた実施計画書を本市に提出し、了解を得ること。

(2) 業務の実施に当たっては、本市との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

(3) 受託者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。なお、本業務終了後も同様とする。

(4) 業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

6 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を整えること。

7 著作権

本業務において制作した成果品に関する著作権については、本市に帰属するものとする。

8 納入成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

成果物	内容	数量・納品形式
3DCG画像	姫路城有料区域内、今回制作した3DCGの画像 (JPGまたはPNG形式)	1式 電子媒体
3DCGデータ	姫路城有料区域内の3DCGデータ (FBX形式もしくはOBJ形式)	1式 電子媒体
VR映像およびその他コンテンツ	3DCGデータを活用した配信用の動画 (MP4形式) およびその他コンテンツ	1式 電子媒体
端末	3DCGデータ及びデータの管理に必要なシステムが搭載された端末	1式
操作マニュアル	3DCGデータの運用等に関するものをまとめたもの	1式 紙媒体及び電子媒体
業務報告書	作業行程録及び打合せ記録を含んだもの	2部

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の履行中に不測の事態が生じたときは、直ちに本市に連絡し、方策を協議すること。
- (2) 本業務実施中に、受託者の責めに帰すべき理由により、文化財等を損傷させた場合、速やかに本市に報告し、受託者の責任にて現状復帰を行うこと。
- (3) 本要求水準書に定めのない事項は、本市と協議の上定めることとする。